第3回岡山県船舶製造·修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会

議事要旨

1 日 時

令和7年10月28日(火) 午後1時~

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

3 出席者

公益委員 : 2人(欠席1人)

労働者側委員 : 3人使用者側委員 : 3人

4 審議事項

特定最低賃金額審議について

5 議事要旨

(1) 特定最低賃金額審議について

岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金額について前回に引き続き審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

72円を提示する(前回変更なし)。

- ・地賃との優位性、モノづくり産業の労働価値を低下させないために必要な金額である。
- ・影響率についても引上げ額72円とした時も、実質4.36%程度とみることもでき、抑えることができる。

【使用者側の意見要旨】

51 円を提示する。

- ・現状造船業を取り巻く情勢は、いい状況にもあるけれど、いろんなリスクを負っている。また、新たな設備投資の必要があること、既存施設の老朽化等への対応も必要となっている。
- ・労働集約型の産業であり、労働者の技能、労働者の定着が必要であることは認識している。

- ・中小企業を念頭に、連合発表の 2025 春闘における 300 人未満の賃上げ 率 4.65%を考慮、現行特賃に乗じて+51 円を再提示する。
- (2)公益より、再度金額提示の余地はないか諮ったところ、労使双方が再検討し、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

70円を再提示する。

・労働価値の重要性を踏まえて、地賃との優位性は維持したい。現行の 111%維持するため 1,164 円とし、+70 円の引上げを再提示する。

【使用者側の意見要旨】

57円を再提示する。

- ・連合全体の2025年春闘引上げ率は5.25%であり、現行特賃に乗じて+57円を再提示する。
- ・昨年の引上げにより未満率が高まっており、現実的な引上げ額とする必要がある。

(3) 労使協議について

労側より労使協議の意向が示され、これを使側が了承、労使協議が行われたが結論は出ず、現時点で再提示は困難との意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。